

# 千葉県日本語指導通級教室設置管理要綱

## (設置)

第1条 千葉県立中学校に在籍している日本語指導の必要な生徒に対して、日本語で授業に参加できる力を育成するため、千葉県日本語指導通級教室（以下「日本語指導通級教室」という。）を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 日本語指導通級教室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県日本語指導通級教室 (真砂教室)	千葉県美浜区真砂5丁目18番1号
千葉県日本語指導通級教室 (千城台東教室)	千葉県若葉区千城台東1丁目15番1号
千葉県日本語指導通級教室 (真砂教室サテライト教室)	千葉県花見川区花園4丁目1番1号

## (対象生徒)

第3条 日本語指導通級教室に入級できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 千葉県立中学校に在籍する生徒
- (2) 千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、学習言語としての日本語指導を必要と認めた生徒
- (3) 通級を希望し、保護者の同意を得た生徒
- (4) 日本語指導通級教室に通学するに当たり、徒歩による通学距離が概ね片道4キロメートル以内の者又は交通機関の利用による通学時間が概ね片道1時間以内の者であって、自力通学ができる生徒

## (業務)

第4条 日本語指導通級教室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 対象生徒が日本語での授業に参加するための日本語指導
  - (2) 対象生徒の原籍中学校で教科学習を進める上での生徒指導及び進路指導の支援
- (休室日)

第5条 日本語指導通級教室の休室日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、臨時に休室日を変更し、又は休室日以外の日に休室とすることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 千葉県立小学校及び中学校管理規則（昭和39年千葉県教育委員会規則第1号）第19条の2に規定する休業日（夏季休業日を除く。）

2 教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、前項各号に規定する休室日に開室することができる。

## (開室時間)

第6条 日本語指導通級教室の開室時間は、午後2時から午後6時までとする。

2 前条第1項のただし書の規定は、開室時間の変更について準用する。

3 教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、開室時間以外の時間に開室することができる。

## (所管)

第7条 日本語指導通級教室は、学校教育部教育指導課が所管する。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、日本語指導通級教室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。